

日本国 農林水産省とバングラデシュ人民共和国 漁業・畜産省 との 協力覚書（MOC） （仮訳）

日本国政府農林水産省及びバングラデシュ人民共和国政府漁業・畜産省（以下個別に「当事者」とい
い、総称して「両当事者」という。）は、

日本とバングラデシュとの間の協力の重要性を認識し、

日本とバングラデシュの間の持続可能な食料安全保障と栄養の目標達成に向けて、水産及び畜産に関す
る貿易と投資を促進するための更なる協力を通じて両国間に存在する二国間友好関係を強化する必要
性を認識し、

更なる協力を通じて、貿易及び投資の促進に相当の利益が得られること、それが両当事者の相互の利益
となることを考慮して、

以下の共通認識に達した。

第 1 項 目的

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、両当事者が相互に合意したとおり、水産及び畜産分野におけ
る貿易、投資、技術交流及び能力構築を促進するため、協力を強化して拡大することを目的とする。

第 2 項 協力分野

協力の優先分野は以下のとおりとする。

1. 水産及び畜産政策に関する情報交換
2. 水産及び畜産分野における貿易及び投資の促進
3. 両当事者が決定したその他事項

第 3 項 合同作業部会

ガイダンスを提供し、活動や事業の進捗状況を確認し、本覚書の下での協力を促進するため、合同作業
部会（以下「JWG」という。）を設立する。

両当事者は、本覚書に基づく定期的な連絡及び調整を行うため、連絡窓口を指定する。

両当事者は、適当と認める場合には、他の公的機関及び/又は民間部門を招請することができる。

第 4 項 財務上の取決め

別段の相互合意がない限り、関係者の交流、視察及び JWG への出席のための訪問に際しては、訪問する当事者がすべての関連費用を負担し、受け入れる当事者が必要な物流手配を提供する。

第 5 項 知的財産に関する事項

本覚書の活動に関する知的財産に関する事項は、両国の法令に従って取り扱う。

第 6 項 秘密保持

両当事者は、別段の相互合意がない限り、それぞれの国内法令に従って、機密とみなされる情報又は第三者へ開示すべきでない情報について保護する。

第 7 項 適用範囲

本覚書に基づく全ての活動は、既存の国内法令に基づいて実施される。本覚書は、日本とバングラデシュとの間の既存の二国間又は多数国間の協定に基づく両当事者のコミットメントにも影響を及ぼすものではない。

第 8 項 紛争解決

本覚書の解釈又は実施から生じる紛争は、両当事者の協議及び交渉を通じて友好的に解決する。

第 9 項 開始と終了

本覚書は、2026 年 10 月 27 日に開始され、5 年間継続される。本覚書は、適当な経路を通じた両当事者の書面による相互の同意により、更に 5 年間ずつ延長することができる。いずれの当事者も、適当な経路を通じて少なくとも 3 か月前に他方の当事者に書面で通告することにより、本覚書を終了させることができる。本覚書の終了は、両当事者が別段の相互決定を行わない限り、既に合意された活動又は実施中の活動に影響を及ぼすものではない。

2026 年 10 月 26 日に東京において、また 2026 年 10 月 25 日にダッカにおいて、英文 2 通に署名した。両当事者は、本覚書の正本 1 通を保有するものとする。

日本国政府
農林水産省

バングラデシュ人民共和国政府
漁業・畜産省

武部 新
農林水産大臣

ムハンマド・アミン・ウル・ロシッド
漁業・畜産大臣